

Ⅲ 養育費確保等支援

ひとり親家庭の養育費確保等に関する取り組み

1. 養育費に関する規定の創設（平成15年4月施行）

母子及び寡婦福祉法を改正し、養育費支払いの責務等を明記した。

2. 強制執行手続の改善

(1)平成15年の民事執行法改正（16年4月施行）

養育費等の強制執行について、より利用しやすくした（一度の申し立てで、将来の分についても給料等の債権を差し押さえることができるようにした。）。

(2)平成16年の民事執行法改正（17年4月施行）

養育費等の強制執行について、直接強制（債務者の財産を換価して、そこから弁済を受ける方法）のほか、間接強制（不履行の場合には養育費債務とは別に上乗せの金銭（間接強制金）を支払うよう債務者に命じて、自ら履行することを心理的に強制する方法）も可能とした。

3. 養育費の取得に係る裁判費用の貸付（平成15年4月）

母子寡婦福祉資金の一環として、養育費の確保に係る裁判費用については、特例として生活資金を12か月分（約123万円）を一括して貸付けできるようにした。

4. 養育費算定基準の周知等（平成16年3月）

養育費の相場を知るための養育費算定表や、養育費の取得手続の概要等を示した「養育費の手引き」を作成（8千部）。母子家庭等に対する相談において活用してもらうべく各自治体に配布。

5. 離婚届出時等における養育費取り決めの促進策の実施（平成17年8月）

離婚する時などをとらえて、子の養育に関する法的義務について周知し、養育費の取決め書の作成を促すことが有効であると考えられることから、「養育費に関するリーフレット」を作成（40万部）し、市町村へ配布。

（活用方法）

母子家庭等対策部署と戸籍事務等関係部署と連携の上、

- ① 離婚届用紙交付時に、養育費に関するリーフレットの配布
- ② 関係部署の窓口へのリーフレットの設置
- ③ 養育費の確保の促進に向けた広報活動

など、リーフレットを活用し、養育費の確保の促進策を実施。

6. 養育費相談機関の創設・拡充

(1) 「養育費相談支援センター」の創設（平成19年度）

- ・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて受け付けられた養育費の取り決め等に関する相談中の困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う「養育費相談支援センター」を創設。
- ・養育費の意義や取り決め方法、養育費の支払いの確保の手続き、養育費相談支援センターの業務内容をまとめたパンフレットを作成し（21万部）、地方自治体に配布。

(2) 養育費専門相談員を設置

- ・母子家庭等就業・自立支援センターに、養育費専門の相談員を新たに設置。（平成19年10月）
- ・養育費専門相談員の業務に、母子家庭の母が養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援を追加。（平成22年度）
- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業において、弁護士による養育費の法律相談も実施（平成28年度）

7. 民法等の一部改正（平成24年4月1日施行）

- ・改正法において、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、①親子の面会交流、②子の監護に要する費用の分担等について条文上に明示。
- ・離婚届に取り決めの有無のチェック欄を設ける。
- ・法務省、最高裁判所と連携して、養育費の取り決めを促すためのリーフレットを作成。市町村の戸籍の窓口や児童扶養手当の窓口、裁判所などで配付。

（ 参 考 ）

○母子及び父子並びに寡婦福祉法

（扶養義務の履行）

第5条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。

2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するように努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるように努めなければならない。

○民法

（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）

第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。

（扶養義務者）

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2・3 （略）

8. 民事執行法等の一部改正（令和2年4月1日施行）

○債務者財産の開示制度の実効性の向上

(1) 債務者以外の第三者からの情報取得手続きを新設

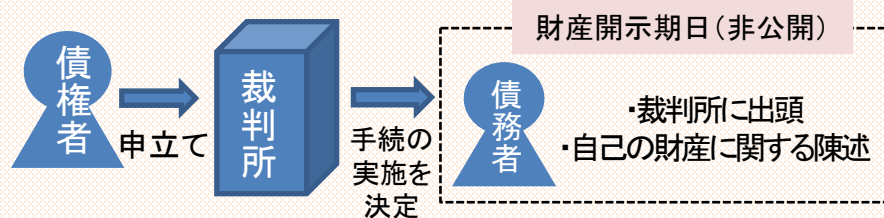
- 金融機関（銀行、信金、労金、信組、農協、証券会社等）から、①預貯金債権や②上場株式、国債等に関する情報を取得
- 登記所から、③土地・建物に関する情報を取得
- 市町村、日本年金機構等から、④給与債権（勤務先）に関する情報を取得

※ 給与債権に関する情報取得手続は、養育費等の債権や生命・身体の侵害による損害賠償請求権を有する債権者のみが申立て可能



(2) 財産開示手続の見直し

- 申立権者の範囲を拡大して、仮執行宣言付判決を得た者や、公正証書により金銭（例えば養育費など）の支払を取り決めた者等も利用可能にする。
- 不出頭等には刑事罰（6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金）による制裁を科して、手続の実効性を向上させる



9. 民法等の一部改正（令和8年4月1日施行）

第1 親の責務等に関する規律を新設

- 婚姻関係の有無にかかわらず父母が子に対して負う責務を明確化
（子の心身の健全な発達を図るため子の人格を尊重すること、父母が互いに人格を尊重し協力すること等）
- 親権が子の利益のために行使されなければならないものであることを明確化

第2 親権・監護等に関する規律の見直し

1 離婚後の親権者に関する規律を見直し

- 協議離婚の際は、父母の協議により父母双方又は一方を親権者と指定することができる。
- 協議が調わない場合、裁判所は、子の利益の観点から、父母双方又は一方を親権者と指定する。
→父母双方を親権者とすることで子の利益を害する場合には単独親権としなければならない。
例：子への虐待のおそれがあるケース ※ 虐待やDVは身体的なものに限らない。
DVのおそれや協議が調わない理由その他の事情を考慮し、親権の共同行使が困難なケース
- 親権者変更に当たって協議の経過を考慮することを明確化 ※ 不適正な合意がされたケースにも対応

2 婚姻中を含めた親権行使に関する規律を整備

- 父母双方が親権者であるときは共同行使することとしつつ、親権の単独行使が可能な場合を明確化
 - ・ 子の利益のため急迫の事情があるとき（DV・虐待からの避難、緊急の場合の医療等）
 - ・ 監護及び教育に関する日常の行為（子の身の回りの世話等）
- 父母の意見対立を調整するための裁判手続を新設

3 監護の分掌に関する規律や、監護者の権利義務に関する規律を整備

9. 民法等の一部改正（令和8年4月1日施行）（前頁からの続き）

第3 養育費の履行確保に向けた見直し

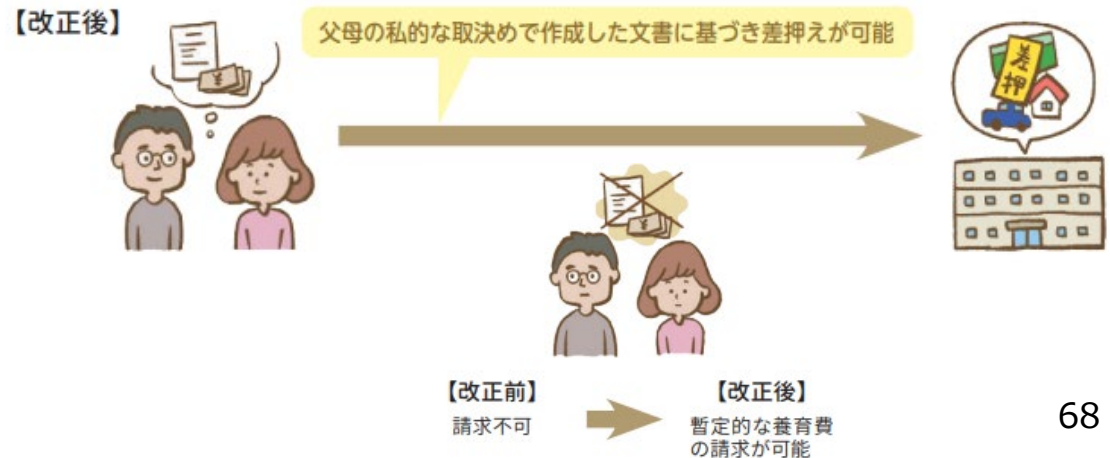
- 養育費債権に優先権（先取特権）を付与（債務名義がなくても差押え可能に）
- 法定養育費制度を導入（父母の協議等による取決めがない場合にも、養育費請求が可能に）
- 執行手続の負担軽減策（ワンストップ化）や、収入情報の開示命令などの裁判手続の規律を整備

第4 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し

- 審判・調停前等の親子交流の試行的実施に関する規律を整備
- 婚姻中別居の場面における親子交流に関する規律を整備
- 父母以外の親族（祖父母等）と子との交流に関する規律を整備

第5 その他の見直し

- 養子縁組後の親権者に関する規律の明確化、養子縁組の代諾等に関する規律を整備
- 財産分与の請求期間を2年から5年に伸長、考慮要素を明確化
（婚姻中の財産取得・維持に対する寄与の割合を原則2分の1ずつに）
- 夫婦間契約の取消権、裁判離婚の原因等の見直し



＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 離婚前後の家庭に対して、離婚が子どもに与える影響、離婚後の生活や養育費・親子交流の取決めについて考える機会を提供するため、親支援講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うとともに、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資する取組を実施する。

事業の概要

（1）相談員の配置

親子交流支援員を含めた相談員の配置

（2）親支援講座

- ・親支援講座 養育費や親子交流の取決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
- ・情報提供 親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

（3）養育費・親子交流の履行確保に資する取組

- ① 離婚前段階からの支援体制強化
別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画作成等を行う。
- ② 戸籍・住民担当部局との連携強化
戸籍・住民担当部局に相談員を配置し、ひとり親担当部局と連携を図る。
- ③ 弁護士等による個別相談支援
弁護士等を配置し、養育費や親子交流に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。
- ④ 養育費等の取決めに係る費用補助
 - ・公正証書等による債務名義の作成支援
公正証書等による債務名義を作成するための費用支援を行う。
 - ・戸籍謄本等の書類取得補助
調停申立てや、裁判に要する添付書類の取得などの費用支援を行う。
 - ・ADRの活用支援
裁判外紛争解決手続き(ADR)を利用した調停に係る費用支援を行う。
- ⑤ 養育費の履行確保に係る費用補助 **《拡充》**
 - ・保証契約支援
保証会社と養育費保証契約を締結するための費用支援を行う。
 - ・養育費受取に係る**手続費用の補助**
民事執行手続の申立てに係る費用支援を行う。
 - ・養育費受取に係る弁護士の活用
養育費の受取に係る弁護士費用の支援（受取開始後1年間分）を行う。
- ⑥ 同行支援
養育費や親子交流の取決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援を行う。
- ⑦ 親子交流支援
支援計画を作成し、親子交流当日のこどもの引取り、相手方への引渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施

（4）相談者の状況やニーズに応じた支援

- ①離婚前後のカウンセリング支援（心理担当職員の配置）
- ②外国語に対応した親支援講座・ガイダンス（通訳の配置、ICT機器活用等）
- ③託児サービス
- ④夜間・休日対応
- ⑤SNSによる相談対応

（5）先駆的な取組

（1）～（4）のほか、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資するものとして先駆的な取組による支援を行う。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村 ※民間団体への委託可

【補助率】国：1/2、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1/2

【補助単価】1自治体当たり 39,939千円（3事業以上実施の場合）

24,000千円（2事業実施の場合）

12,000千円（1事業実施の場合）

<養育費確保支援事業委託費> 令和8年度予算 0.9億円 (0.8億円)

事業の目的

- ひとり親家庭等の養育費等に係る相談について、夜間・休日を含め、電話やメールで迅速に対応できる相談支援機関の確保を図る。
- 各自治体の相談担当者に対する研修の実施や困難事例への助言指導等を行い、相談担当者の人材養成や業務支援を行う。

事業の概要

目指すべき方向

	(母子家庭)	(父子家庭)	
○養育費の取決め率の増	約47%	約28%	○ひとり親家庭の生活の安定 ○ひとり親家庭で育つこどもの健やかな成長
○養育費の受給率の増	約28%	約9%	
(令和3年度全国ひとり親世帯等調査)			

国（こども家庭庁）が民間団体に委託して実施（平成19年度創設）

【令和7年度委託先：（公社）家庭問題情報センター（FPIC）】

- 養育費等に係る各種手続に関する分かりやすい情報の提供
→ホームページへの掲載、パンフレット等の作成
- 地方公共団体等の養育費等相談対応者の養成のための各種研修会の実施
- 地方公共団体等に対する困難事例への支援
- ひとり親家庭等からの電話、メールによる相談対応

・電話相談：0120-965-419（携帯電話、PHS以外）、03-3980-4108
 ・メール相談：info@youikuhi.or.jp
 〔相談時間：平日（水曜日を除く）10:00～20:00
 水曜日 12:00～22:00 土・祝日 10:00～18:00〕

令和6年度実績 相談延べ件数：5,116件
 研修開催：10回 講師派遣：70か所 延べ参加人数：1,875人
 (参考) 母子・父子自立支援員 1,797人 (令和5年度末)

・研修
・サポート

・困難事例
の相談

地方自治体（都道府県等）が実施

- リーフレット等による情報提供
- 養育費・親子交流の取決め、養育費の支払いの履行・強制執行の手続に関する相談等
- ひとり親家庭等への講座の開催
- 弁護士による法律相談（平成28年度から）

(参考) 令和6年度実績
 ・養育費等支援事業実施自治体数：123自治体
 養育費専門相談員による相談延べ件数：16,772件
 養育費専門相談員の設置：55か所、177名
 ・弁護士による相談実施自治体数：115自治体
 弁護士による相談延べ件数：10,970件

実施主体等

【実施主体】 民間団体

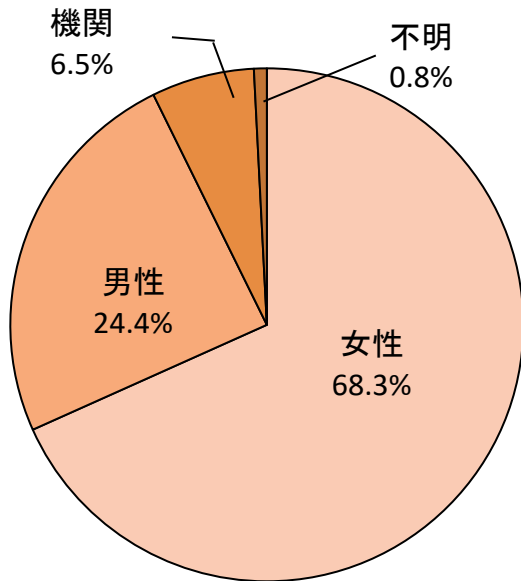
【補助率等】 委託契約により実施

養育費・親子交流相談支援センターにおける相談実績等(令和6年度)

相談支援

相談者

- 女性が68.3%、男性が24.4%と女性からの相談が多くを占める。

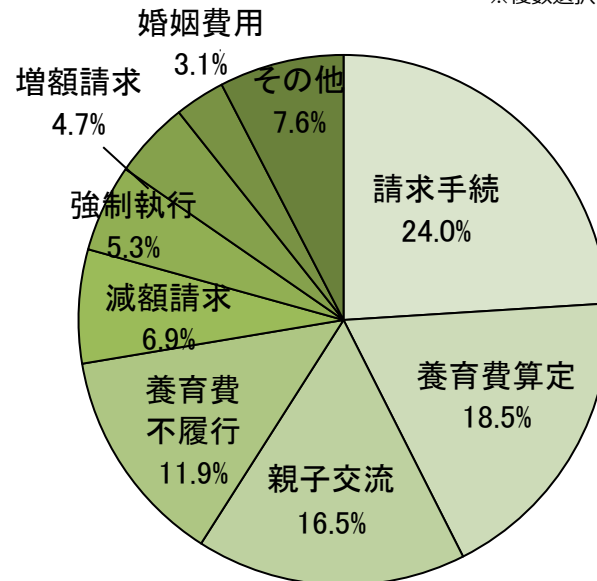


(N = 4,211)

相談内容

- 請求手続が24%と最も多く、養育費の算定が18.5%、親子交流が16.5%と続いている。

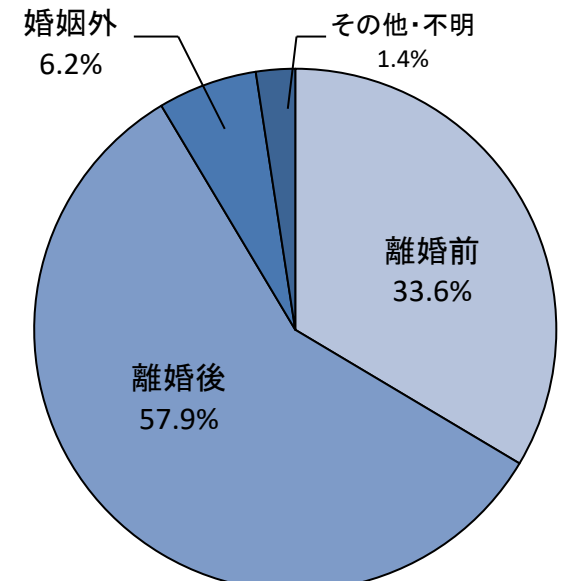
※複数選択有



(N = 5,116)

相談時期

- 離婚後が57.9%、離婚前が33.6%と離婚後の段階での相談が多くを占める。



(N = 4,211)

研修実施

- 母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や母子・父子自立支援員を対象とした全国研修会の実施(7月、2月に開催)
- 地方公共団体等の行う研修に対する研修講師の派遣：70か所



【背景・課題】

- ・ 父母の離婚が子の養育に与える**深刻な影響**、子の養育の在り方の**多様化**
- ・ 現状では養育費・親子交流は取決率も履行率も低調
- ・ 離婚後も、**父母双方が適切な形で子を養育する責任を果たすことが必要**

【検討の経過】

- 令和3年2月 法務大臣から法制審議会へ諮問
 - 令和6年2月 法制審議会から法務大臣に答申
 - 令和6年3月 法律案閣議決定
 - 令和6年5月 成立・公布
- ➔ **令和8年4月1日施行**

第1 親の責務等に関する規律を新設

- 婚姻関係の有無にかかわらず**父母が子に対して負う責務を明確化** 民法817の12
(子の心身の健全な発達を図るため子の人格を尊重すること、父母が互いに人格を尊重し協力すること等)
- **親権が子の利益のために行使されなければならないものであることを明確化** 民法818等

第2 親権・監護等に関する規律の見直し

- 離婚後の親権者に関する規律を見直し 民法819等
 - 協議離婚の際は、父母の協議により父母双方又は一方を親権者と指定することができる。
 - 協議が調わない場合、裁判所は、子の利益の観点から、**父母双方又は一方を親権者と指定する。**
➔ 父母双方を親権者とする**ことで子の利益を害する場合には単独親権としなければならない。**
例：子への虐待のおそれがあるケース ※ 虐待やDVは身体的なものに限らない。
DVのおそれや協議が調わない理由その他の事情を考慮し、親権の共同行使が困難なケース
 - 親権者変更に当たって**協議の経過**を考慮することを明確化 ※ 不適正な合意がされたケースにも対応
- 婚姻中を含めた親権行使に関する規律を整備 民法824の2等
 - 父母双方が親権者であるときは共同行使することとしつつ、**親権の単独行使が可能な場合を明確化**
 - ・ **子の利益のため急迫の事情があるとき** (DV・虐待からの避難、緊急の場合の医療等)
 - ・ **監護及び教育に関する日常の行為** (子の身の回りの世話等)
 - 父母の意見対立を調整するための**裁判手続を新設**
- 監護の分掌に関する規律や、監護者の権利義務に関する規律を整備 民法766、824の3等

第3 養育費の履行確保に向けた見直し

民法306、308の2等

- **養育費債権に優先権（先取特権）**を付与（債務名義がなくても差押え可能に）
民法766の3等
- **法定養育費制度**を導入（父母の協議等による取決めがない場合にも、養育費請求が可能に）
- 執行手続の負担軽減策（**ワンストップ化**）や、収入情報の開示命令などの裁判手続の規律を整備
民執法167の17、人訴法34の3、家手法152の2等

第4 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し

- 審判・調停前等の**親子交流の試行的実施**に関する規律を整備 人訴法34の4、家手法152の3等
- **婚姻中別居の場面における親子交流**に関する規律を整備 民法817の13等
- **父母以外の親族（祖父母等）と子との交流**に関する規律を整備 民法766の2等

第5 その他の見直し

- 養子縁組後の親権者に関する規律の明確化、養子縁組の代諾等に関する規律を整備 民法797、818等
- 財産分与の**請求期間を2年から5年に伸長、考慮要素を明確化** 民法768等
（婚姻中の財産取得・維持に対する寄与の割合を原則2分の1ずつに）
- 夫婦間契約の取消権、裁判離婚の原因等の見直し 民法754、770

戸籍部門とひとり親支援部門の連携など自治体における支援の強化（法務省・こども家庭庁連携）

現状

- 離婚の当事者は、離婚届の提出については戸籍の担当窓口、ひとり親となることに伴う相談・支援についてはひとり親支援の担当窓口それぞれ相談等を行うこととなるが、これらの窓口間で連携が不十分。

戸籍の担当窓口

- 離婚届用紙の配布・離婚届の受理
- 養育費・親子交流パンフレットの配布

離婚時点・全員

ひとり親支援の担当窓口

- ワンストップでの相談支援
- 子育て・生活支援 ○ 就業支援 ○ 養育費確保等支援 ○ 経済的支援

主として離婚後・希望者のみ

連携不十分
との指摘

将来像

目指すべき姿

- ✓ 離婚に伴い支援が必要な者を行政が能動的に把握し、プッシュ型での支援を提供
- ✓ 離婚を考える親が知っておくべき事項を一元的に提供
- ⇒ 法務省とこども家庭庁が省庁横断的に一丸となって支援

① 戸籍部門とひとり親支援部門の連携（自治体におけるワンストップでの相談支援の充実・強化）

戸籍の担当窓口

- 離婚届用紙の配布・離婚届の受理
- 養育費・親子交流パンフレットの配布

離婚届用紙の配布や離婚届受理のタイミングを活用するなどして、支援が必要な者を能動的に把握

連携し相談支援等へ誘導

ひとり親支援の担当窓口

- ワンストップでの相談支援
- 子育て・生活支援 ○ 就業支援 ○ 養育費確保支援 ○ 経済的支援

プッシュ型での寄り添い支援

② 養育費・親子交流パンフレット

- 離婚届用紙に挟んで配布するなど、確実に交付される工夫を検討
- 婚姻費用分担や、子に関する社会保障給付（児童手当、児童扶養手当等）に関する記載の追加を検討

③ 別居時リーフレットの作成

- 婚姻費用、児童手当の振込先変更等、別居時に知っておくべき事項を記載したリーフレットの作成を検討

④ 親ガイダンス動画の作成

- 養育費・親子交流を中心に、離婚時に決めておくべき事項やその意義等を解説した動画の作成を検討
- 離婚届用紙の受取り等のタイミングを活用して、動画の概要やURL等を周知

⑤ 自治体への法的支援強化

- 弁護士の機能的配置やITツールを用いた対応等のモデル事業を実施し、課題等を調査・分析してさらなる支援につなげていくことを検討
- 自治体職員等を対象とする養育費に関する説明資料等の作成・提供を検討

⑥ オンライン相談等の実施

- SNSによるオンライン相談などアクセスしやすい多様な方法による相談支援の実施を検討

⑦ 専門的な相談支援体制

- 自治体における養育費に関する相談支援について、法的支援など専門的な相談支援体制の充実を検討

⑧ 離婚前からの親支援

- より早期の低葛藤時点からの支援のため、弁護士等の専門家による支援、民間団体等による個別支援などの充実を検討

⑨ 先駆的な事業への支援

- 自治体が先駆的に実施する事業に対するモデル事業での支援につき充実を検討

連携しながら施策を実現

こども家庭庁

法務省

両省の施策を相互に活用・紹介

- 法務省作成のパンフレット・動画等をひとり親支援で活用
- 法務省による法的支援・法律相談援助の充実を自治体で活用
- ひとり親支援の担当窓口を戸籍の担当窓口で紹介

養育費受領率の達成目標について

令和5年4月25日
内閣府男女共同参画局
こども家庭庁支援局
法務省大臣官房
法務省民事局

「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022」（令和4年6月3日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）において、養育費の受領率に関する達成目標を定めることが明記されたところ。昨年12月に厚生労働省より公表された「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」の結果等を踏まえ、達成目標を以下のとおり定める。

【養育費受領率の達成目標】

希望する全てのひとり親世帯が養育費を受領できるようにすることが重要であるという認識の下、まずは2031年に、全体の受領率(養育費の取り決めの有無にかかわらず受領率)を40%とし、養育費の取り決めをしている場合の受領率を70%とすることを目指す

(補足事項)

- ・ 養育費の受領率は、厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」における母子世帯の数値を指標とする。
- ・ 本目標は、2026年の養育費受領率の結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。
- ・ 2031年以降の目標については、2031年の養育費受領率等の結果を踏まえ、新たに定めることとする。

(参考) 養育費受領率（母子世帯）の推移

	2003年	2006年	2011年	2016年	2021年
総数	17.7%	19.0%	19.7%	24.3%	28.1%
うち取決めをしている世帯	—	—	50.4%	53.3%	57.7%

1. 2011年以前は、厚生労働省「全国母子世帯等調査」、2016年及び2021年は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成。
2. 2021年の養育費受領率は実数値。
3. 養育費の取決めをしている世帯の養育費受領率は、2011年から公表。